

## 宮崎県発達障がい者支援地域協議会設置要綱

平成19年11月22日

福祉保健部障がい福祉課

全部改正

平成30年6月20日

### (設置)

第1条 県は、発達障がい者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るため、宮崎県発達障がい者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 宮崎県発達障がい者支援計画の推進に関すること。
- (2) 発達障がい者への支援における関係機関等の連携に関すること。
- (3) 発達障がい者への支援に関わる人材の育成に関すること。
- (4) その他発達障がい者の支援に関すること。

### (構成)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、発達障がい者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関等をもって構成し、委員の互選により会長を選出する。

### (任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (協議会)

第5条 協議会は、福祉保健部長が招集し、会長が議長を務める。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

3 委員は、代理を出席させることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、宮崎県福祉保健部障がい福祉課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年11月22日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月20日から施行する。